## 公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について

(平成元年1月13日建設経済局調整課長通知)

標記については、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月12日付け建設省計用発第35号・建設事務次官通達)(以下「負担基準」という。)に基づき処理されているところであるが、近年の送受信技術の進歩に伴い、負担基準で定められている受信施設の設置等による障害改善の方法とは別に、SHF帯の電波を活用し送信するための無線局を設置のうえ、改善電波を無線で各戸に転送する方法(以下「SHF方式」という。)が、技術的に可能とされているところである。

今後、公共事業の大型化等に伴い障害改善対象戸数が多数となる場合や、占使用の関係等で共同受信施設の設置による方法が困難となる場合は、障害の改善の方法として、技術的・経済的検討の結果、SHF方式による改善が効率的な場合も考えられる。

しかしながら、SHF方式は電波法上の無線局(放送設備として郵政大臣の免許が必要)を設備することとなり、その所有・費用負担及び管理の在り方に関し負担基準上の整理が必要と考えられ、この方式を負担基準上の障害改善の方法とするためには、具体的事案を踏まえた検討が必要と考えているものである。よって、SHF方式による受信障害の改善が、技術的・経済的に効率的な事案が生じた場合には、あらかじめ当職と協議されたく、通知する。